江差町都市計画マスタープラン、立地適正化計画のイメージについて

資料１

Ⅰ.市町村都市計画マスタープランについて

１．市町村都市計画マスタープランとは？

「市町村都市計画マスタープラン」（都市計画法第 18 条の２：市町村の都市計画に関する基本的な方針）は、市町村自らが定める都市計画の方針として、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めたもので、平成４年の都市計画法の改正に伴い創設されました。

現在、道内では都市計画を有する 99 市町の内、92 市町が策定済みです。

（道庁 HP より）

２．都市計画マスタープランの位置づけは？

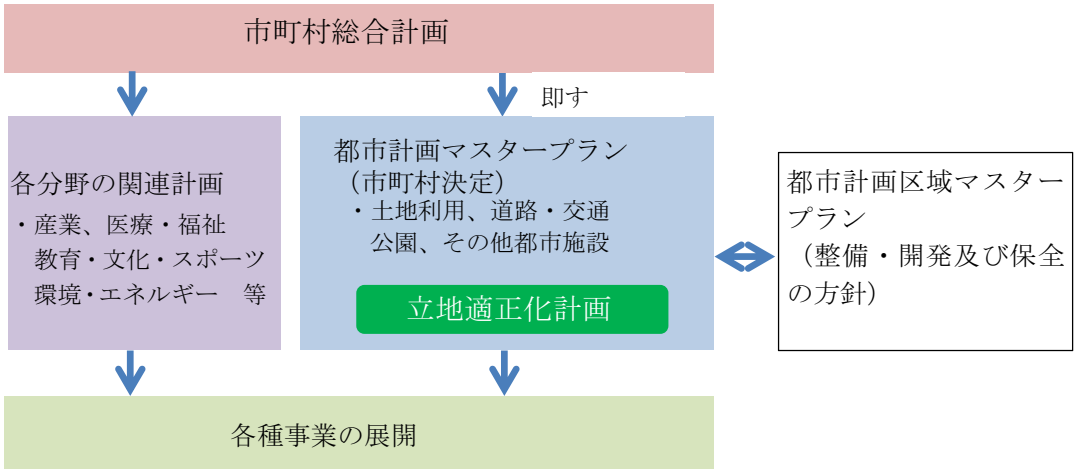

図　都市計画マスタープランの位置づけ

３．計画期間、計画対象範囲は？

計画期間は、概ね２０年としています。

計画対象範囲は、都市計画区域内（江差町：1,352ha→行政区域の 12%）を基本としますが、都市の在り方・将来像を定めるにあたっては、行政区域全体もしくは周辺も含めた広域的な観点から都市・市街地の役割を考慮しながら検討するものとします。

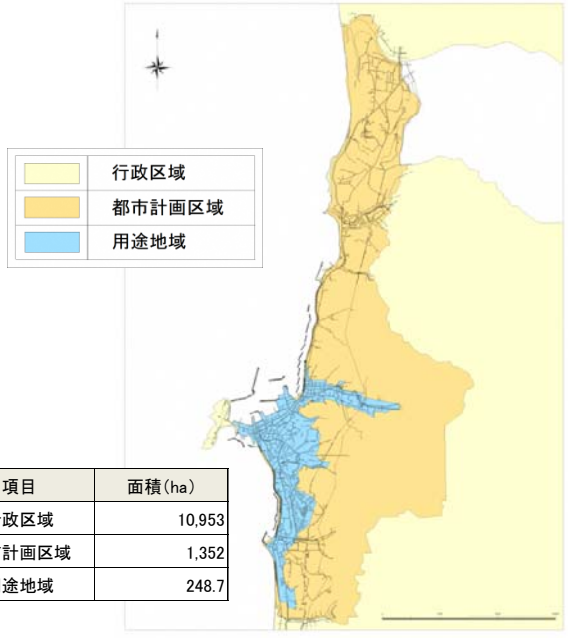

項目	面積(ha)
行政区域	10,953
都市計画区域	1,352
用途地域	248.7

４．市町村都市計画マスタープランに定める事項とは？

（１）当該市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標

・都市の特性や現況・動向、上位計画、住民意向等を踏まえ、将来ビジョンを明確化するために基本理念や目標を広域的な位置づけも含め設定する。

（２）全体構想

・目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針
・分野別（土地利用、道路・交通、公園等都市施設、都市景観形成など）に方針を設定
・必要に応じて各種の社会的課題（環境負荷低減、都市防災、景観保全、バリアフリー化　など）への都市計画としての対応についての考え方を記述することができる。

（３）地域別構想

・あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策
・全体構想の方針を受け、地域の特性に応じた方針・施策の設定

５．留意点等　※「都市計画運用指針」より要約

（１）配慮すべき事項

・策定段階において、法第１５条の２第１項に基づく申し出を行うことにより、市町村マスタープランの内容を都市計画区域マスタープランに反映するよう努めること。
・都市計画の一体性の観点から、市町村マスタープランと都市計画区域マスタープランは、同一の予測人口を前提とすべきであり、両者に齟齬が生じる可能性がある場合には、都道府県と市町村との間で調整を図ること。
・農林漁業との健全な調和を図る観点から、農林水産担当部局と調整することが望ましいこと。
・策定するにあたり、関係道路管理者に協議する等により広域的な幹線道路の計画・整備に支障とならないようにすることが望ましいこと。

（２）住民の意向反映、周知等

・策定にあたり「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置」が必要。例えば、地区別に関係住民に対しあらかじめ原案を示し、十分に説明しつつ意見を求め、これを積み上げて基本方針の案を作成し、公聴会・説明会の開催、広報誌やパンフレットの活用、アンケートの実施等を適宜行うことが望ましい。

Ⅱ.立地適正化計画について

１．立地適正化計画とは？

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『**コンパクトシティ・プラス・ネットワーク**』の考えで進めていくことが重要です。

このため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

（国交省 HP より）

２．立地適正化計画の位置づけは？

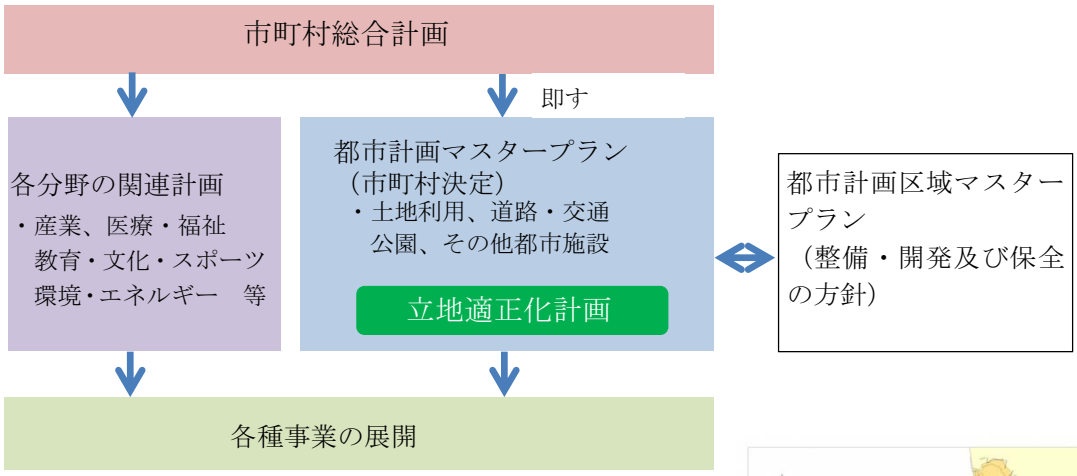

図　立地適正化計画の位置づけ

３．計画期間、計画対象範囲は？

計画期間は、概ね２０年としています。

計画対象範囲は、都市計画区域内（江差町：1,352ha→行政区域の 12%）とします。

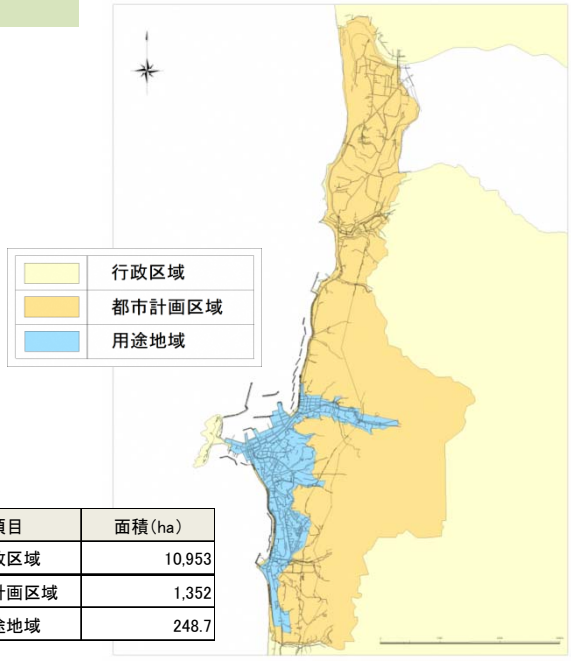

項目	面積(ha)
行政区域	10,953
都市計画区域	1,352
用途地域	248.7

４．立地適正化計画に定める事項とは？

（１）立地適正化計画の区域

・立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載するものとします。

・立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域 全体とすることが基本となります。

・また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要です。

（２）基本的な方針

・計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましいです。

（３）都市機能誘導区域

・都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

〇区域の設定

〇誘導施設

〇誘導施策

（４）居住誘導区域

・居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

〇区域の設定

〇誘導施策